

令和6年度東京港物流効率化等事業補助金実施要領

第1 目的

本補助事業は、国際海上コンテナ（ISO規格）（以下「海上コンテナ」という。）の国内輸送におけるモーダルシフトを行う民間事業者に対し、東京都が補助金を交付することにより、東京港の物流効率化及び物流機能強化等を推進することを目的として実施します。

第2 補助対象事業

補助対象事業は、次のとおりとします。

1. 船舶・はしけ

- (1) 海上コンテナを、東京港と国内他港との間を内航フィーダー船により輸送する事業（以下「フィーダー輸送事業」という。）
- (2) 海上コンテナを、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージにより横持輸送する事業（以下「はしけ横持輸送事業」という。）
- (3) 海上コンテナを内航RORO船又は内航フェリーにより輸送するため、東京港内の内貿ふ頭と外貿コンテナターミナルとの間をドレイジ車両により横持輸送を行う事業、若しくは、内航フィーダー船により輸送するため、東京港内の異なる外貿コンテナターミナルの間をドレイジ車両により横持輸送を行う事業（以下「港内横持輸送事業（船舶）」という。）

2. 鉄道

- (1) 海上コンテナを鉄道により輸送するため、東京貨物ターミナル駅と東京港の外貿コンテナターミナルとの間を、ドレイジ車両により横持輸送を行う事業（以下「港内横持輸送事業（鉄道）」という。）
- (2) 東京港で輸出入される海上コンテナ貨物の全部または一部を、東京港のコンテナフレートステーション（Container Freight Station。以下「CFS」という。）等における鉄道コンテナとの詰め替えにより、東京貨物ターミナル駅又は隅田川駅を発着する列車で輸送する事業（以下「鉄道コンテナ詰替輸送事業」という。）

第3 補助対象期間

令和6年 4月1日から令和7年3月31日まで

第4 補助対象者・補助対象貨物・補助金の額


1. 個別事項

(1) 船舶・はしけ

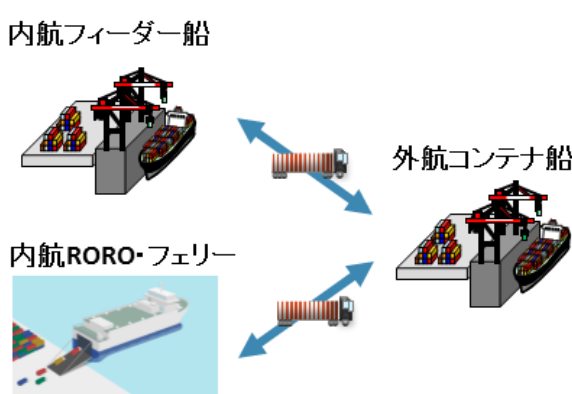
① フィーダー輸送事業

補助対象者	東京港を利用する船舶運航事業者 ※ただし、外航船社と内航船社の重複適用はなし
補助対象貨物	補助対象期間内に、東京港と国内他港との間を内航フィーダー船により輸送を行う海上コンテナ 
補助金の額	①実入りコンテナ 1FEU当たり 3,000円 ②空コンテナ 1FEU当たり 2,000円

② はしけ横持輸送事業

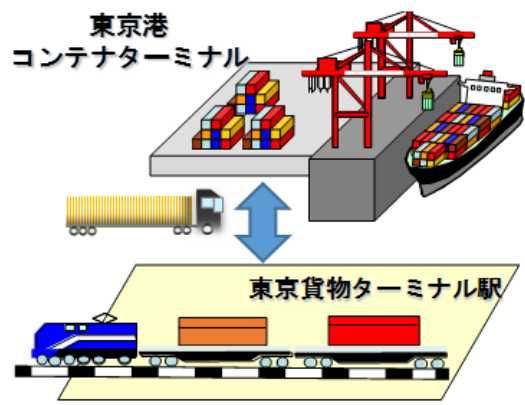
補助対象者	はしけ横持輸送を依頼する者（船舶運航事業者等）
補助対象貨物	補助対象期間内に、東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間をコンテナバージにより横持輸送を行う海上コンテナ 
補助金の額	①実入りコンテナ 1FEU当たり 2,000円 ②空コンテナ 1FEU当たり 1,000円

③ 港内横持輸送事業（船舶）

補助対象者	港内横持輸送を依頼する者
補助対象貨物	<p>内航RORO船又は内航フェリーにより輸送するため、補助対象期間内に、東京港内の内貿ふ頭と外貿コンテナターミナルとの間をドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ、若しくは、内航フィーダー船により輸送するため、補助対象期間内に、東京港内の異なる外貿コンテナターミナルの間をドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ</p> 
補助金の額	1 輸送当たり 10,000 円（実入り・空コンテナ共通）

(2) 鉄道

① 港内横持輸送事業（鉄道）

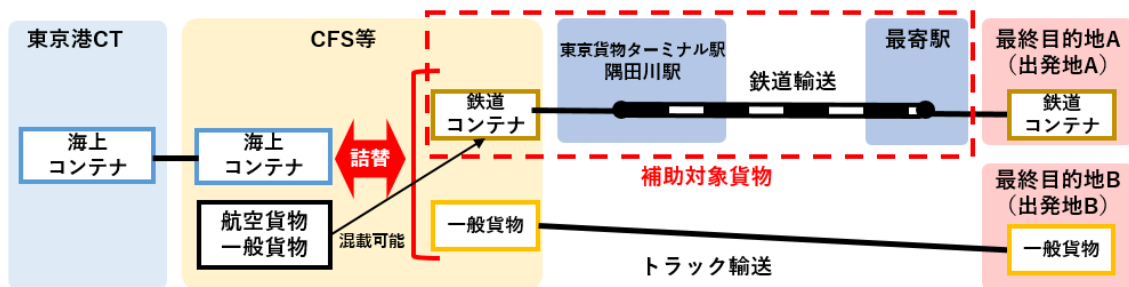
補助対象者	港内横持輸送を依頼する者又は営む者
補助対象貨物	<p>鉄道により輸送するため、補助対象期間内に、東京貨物ターミナル駅と東京港の外貿コンテナターミナルとの間を、ドレイジ車両により横持輸送を行う海上コンテナ</p> 
補助金の額	<p>1 輸送（片道）当たり 2,000 円（実入り・空コンテナ共通） ただし、鉄道によるコンテナラウンドユース(※)を行った場合、補助金額を2倍として算定する。 (※)往路・復路ともに鉄道で輸出入の実入りコンテナを輸送すること</p>

② 鉄道コンテナ詰替輸送事業

補助対象者	鉄道輸送を依頼する者
補助対象貨物	東京港で輸出入される海上コンテナ貨物の全部又は一部を、東京港のCFS等における鉄道コンテナとの詰め替えにより、補助対象期間内に、東京貨物ターミナル駅又は隅田川駅を発着する列車で輸送する鉄道コンテナ(※)
補助金の額	鉄道コンテナ1本当たり 12ft : 5,000円、20ft以上 : 10,000円 ただし、海上コンテナ1FEU当たり12ft鉄道コンテナ4本相当(20,000円)を上限とする。

(※) 海上コンテナ貨物の全部又は一部を詰め替える例

海上コンテナ貨物の一部をトラック等により輸送した場合も、鉄道コンテナで輸送した分については補助対象となります。また、鉄道コンテナに、海上コンテナ貨物以外の貨物を詰め合わせた場合も補助対象となります。



(図1) 海上コンテナと鉄道コンテナの詰替えイメージ

2. 共通事項

(1) 補助対象者

- ① 補助対象者は、十分な資力、信用、技術能力等を有するとともに、国内に事務所又は事業所を有し、1年以上業務を継続している法人又は個人の事業者とします。
- ② 次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としません。
 - ア 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(2) 補助対象貨物

各補助対象事業において、同一コンテナの輸送に対する補助を複数の事業者が重複して申請することはできません。

また、本補助制度において対象とする実入りコンテナについては、東京港で直接輸出入された貨物とし、他港において輸出入され東京港を経由する貨物は対象外とします。

(3) 補助金の額

① 予算の取扱い

この補助金は、東京都の予算の範囲内で交付します。なお、この要領における予算とは、東京都が各補助対象事業において計画した補助金の額（以下「事業予算額」という。）の合計額とします。

② 端数処理

補助金の額を1FEU当たりの単価により補助するものについて、実入りコンテナ及び空コンテナごとに合計本数をFEU換算し、それぞれ1FEUに満たない輸送量の端数は切り捨てます。

③ 交付決定時の取扱い

補助金の交付決定時において、各補助対象事業における補助対象者から申請のあった計画額の合計がその事業予算額を超過した場合、以下の算定方法により交付決定額を定めます。

ア フィーダー輸送事業、はしけ横持輸送事業及び港内横持輸送事業（鉄道）

a) 計画輸送量のうち前年度実績から増加した輸送量に限り、第4の1に定める金額を適用して算定します。

なお、前年度実績は、各申請者の「令和5年度東京港物流効率化事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式）」に記載する輸送量とし、港内横持輸送事業（鉄道）の前年度実績については港内横持輸送事業の実績によるものとします。

b) a)以外の輸送量については、事業予算額からa)で算定した額を減じた残額の範囲内で、輸送量に応じた比例配分により算定します。なお、前年度実績がない申請者については、全計画輸送量をこれにより算定します。

c) 各申請者の補助金の交付決定額は、a)とb)による算定額を合算した額とします。

イ 港内横持輸送事業（船舶）及び鉄道コンテナ詰替輸送事業

全計画輸送量について、各事業予算額の範囲内で、輸送量に応じた比例配分により算定します。

④ 額の確定時の取扱い

補助金の額の確定時において、各補助対象事業における補助事業者から報告のあった実績額の合計額（以下「実績総額」という。）がその事業予算額を超過した場合、以下の算定方法により確定額を定めます。

ア 他の補助対象事業の事業予算額に残額があるときは、この残額を実績総額が事業予算額を超過した補助対象事業（以下「予算超過事業」という。）の事業予算額に充当します。なお、予算超過事業の超過額の合計額が残額の合計額を超えるときは、残額の合計額を各予算超過事業の超過額に応じて比例配分します。

イ アによる事業予算額の調整後において、実績総額が調整後の事業予算額を超過する場合の算定方法は③ア及びイによるものとし、③ア及びイに定める「計画輸送量」は「実績輸送量」に、「交付決定額」は「確定額」に読み替えるものとします。

第5 交付申請から補助金の交付までの流れ

交付申請から補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。



補助事業者の行為：下線

第6 交付申請

補助の申請に当たっては、下記窓口に事前連絡の上、申請書類一式を提出してください。

(1) 申請書類

- ① 令和6年度東京港物流効率化等事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - ※ 港内横持輸送事業（船舶）及び港内横持輸送事業（鉄道）については貨物情報を、鉄道コンテナ詰替輸送事業については、貨物情報及びCFS等一覧を添付してください。（別記第1号様式 別紙①～③）
 - ※ FEU換算の際には、実入コンテナ・空コンテナごとの合計数量について、端数を切り捨ててください。
- ② 誓約書（別記第2号様式）
- ③ 登記事項証明書
（個人事業者の場合は、現に活動を行っていることを証明できる書類）
- ④ 事業報告及び計算書類（直近のもの・データ提出可）
- ⑤ 会社概要（パンフレット等・データ提出可）
 - ※ 令和5年度東京港物流効率化事業補助金又は令和5年度東京港における物流機能（鉄道輸送）強化事業補助金の申請において提出し、その後内容に変更がない場合には再提出は不要ですが、その旨お知らせください。
- ⑥ 印鑑証明書
- ⑦ 委任状（委任する場合）
- ⑧ その他必要となる書類
 - ※ 支払金口座情報登録依頼書（東京都へ未登録の場合）

補助金は、「口座情報払」という方法を利用して、口座振替にて支払を行います。「口座情報払」では、あらかじめ債権者様から東京都へ支払金口座情報登録依頼書の提出が必要となります。支払金を御請求の際は、口座情報登録後に交付する「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」の写しを取り、必要事項を御記入の上、提出してください。支払金口座情報登録依頼書は以下のHPから取得できます。

【会計管理局HP】<https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

(2) 申請受付期間

令和6年4月12日（金曜日）から令和6年5月31日（金曜日）まで

- ※ データ提出可の書類についてはメールによる提出も可能です。
- ※ 期限までに申請書類が整わないなど、やむを得ず提出が遅れる場合は別途御相談ください。
- ※ 本補助事業の予算に残額がある場合は、その範囲内で申請期間終了後も随時申請を受け付ける場合がありますので、下記窓口にお問い合わせください。

(3) 申請書類の提出等

申請書類の提出先及び本補助事業についてのお問い合わせ先は、以下のとおりです。

<窓口>

東京都港湾局港湾経営部振興課（物流企画担当）

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階南側

E-mail S0000517@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-5549（直通）

第7 書類審査・交付決定

1. 事業計画の審査

申請された事業は東京都が審査を行い、補助金交付対象事業として決定します。

2. 交付決定の通知

補助金交付対象事業を決定した場合は、申請者宛てに書面で通知します。

3. 交付決定の取り消し

交付決定後に、虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付決定を取り消します。

4. 事業の変更・中止

交付決定後に補助対象事業を変更・中止する場合は、要綱第9条に定める令和6年度東京港物流効率化等事業補助金対象事業（変更・中止）承認申請書（別記第4号様式）を提出してください。

第8 輸送実績の報告

補助金交付決定を受け、補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象コンテナの輸送実績を以下のとおり提出する必要があります。

(1) 令和6年度輸送実績報告書（別記第6号様式①～⑤）

補助事業者は、**3か月ごとに**データで輸送実績報告書を提出してください。報告書提出のタイミング以外でも、適宜、輸送状況等を確認する場合があります。

※FEU換算の際には、端数処理を行わず小数点単位で報告してください。

※実績がない場合も提出してください。

報告対象期間	提出期限
令和6年 4月～令和6年 6月	令和6年 7月12日（金曜日）
令和6年 7月～令和6年 9月	令和6年10月11日（金曜日）
令和6年10月～令和6年12月	令和7年 1月10日（金曜日）
令和7年 1月～令和7年 3月	令和7年 4月 7日（月曜日）

(2) 令和6年度東京港物流効率化等事業補助金最終輸送実績報告書（別記第7号様式）

当補助金の最終輸送実績について、**令和7年4月14日（月）**までに提出してください。

※FEU換算の際には、実入コンテナ・空コンテナごとの合計数量について、端数を切り捨ててください。

(3) 輸送内容を確認できる書類

下記の表の区分のとおり、輸送内容を確認できる書類を**（1）に記載する3か月ごとの輸送実績報告書の提出期限の1週間後まで**に提出してください。ただし、分量が多く、全ての輸送に対して証明書類を提出することが困難と東京都が認めた場合は、報告された輸送実績報告書の中から東京都が別途指定する複数の輸送に対する証明書類を、東京都が指定する期限までに提出してください。

なお、3か月ごとの提出が困難な場合は、個別に御相談ください。その場合も全ての書類を**令和7年4月14日（月）**までに提出いただく必要があります。

※ 確認書類・証明書類の添付が無い場合、補助金の交付は出来かねます

補助対象事業		輸送内容等を確認できる書類	例
船舶	フィーダー輸送事業	・東京港と国内他港との間において、内航フィーダー船により輸送されたことが確認できる書類	積付図(Stowage plan) 輸送契約書 請求書 ターミナル関連資料等の写し
	はしけ横持輸送事業	・東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間において、コンテナバージにより横持輸送されたことが確認できる書類	

	港内横持輸送事業（船舶）	<ul style="list-style-type: none"> ・内航フィーダー船、内航RORO船又は内航フェリーにより国内輸送されたことが確認できる書類 	積付図(Stowage plan) 輸送契約書 請求書 等の写し
		<ul style="list-style-type: none"> ・内航RORO船又は内航フェリーについては東京港内の内貿ふ頭と外貿コンテナターミナルとの間をドレイジ車両により横持輸送されたことが確認できる書類 ・内航フィーダー船については東京港内の異なる外貿コンテナターミナルの間をドレイジ車両により横持輸送されたことが確認できる書類 	機器受け渡し証（EIR） 輸送契約書 請求書 等の写し
鉄道	港内横持輸送事業（鉄道）	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道により輸送されたことが確認できる書類(※) 	運送状 運送依頼書 等の写し
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京貨物ターミナル駅と東京港コンテナターミナルとの間をドレイジ車両により横持輸送されたことが確認できる書類 	機器受け渡し証（EIR） 輸送契約書 請求書 等の写し
		<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナラウンドユースによる輸送効率化を行った場合は、マッチングされたことが確認できる書類 	御相談ください
	鉄道コンテナ詰替輸送事業	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港で輸出入される海上コンテナ貨物の全部又は一部を、東京港のCFS等において鉄道コンテナとの詰め替えを行ったことが確認できる書類 	請求書の写し 自社作業の場合はコンテナ番号の対照表などの作成書類
		<ul style="list-style-type: none"> ・東京貨物ターミナル駅又は隅田川駅を発着する列車により輸送されたことが確認できる書類(※) 	運送状 運送依頼書 配達伝票 等の写し
共通	<u>実入りの海上コンテナ</u> については、東京港において直接輸出入されたことが確認できる書類の写し	B/L(Bill of Lading) A/N(Arrival Notice) 機器受け渡し証（EIR） 等	

- (※) 港内横持輸送事業（鉄道）及び鉄道コンテナ詰替輸送事業のうち、鉄道輸送に関する証明書類等について、御不明な点は、以下にお問い合わせください。
(証明書類等についてのお問い合わせ先)
日本貨物鉄道株式会社 鉄道ロジスティクス本部
営業部 国際営業室
所在地 東京都品川区八潮 3-3-22 東京貨物ターミナル駅4F
TEL 03-6685-8913 (直通)

第9 補助金の交付

1. 補助金の額の確定
最終輸送実績報告書に基づき、審査を経て、補助金の額を確定し、補助事業者宛てに書面で通知します。
2. 補助金の請求
確定通知を受けた補助事業者は、次の書類を提出してください。
 - (1) 請求書（別記第9号様式）
 - (2) 支払金口座振替依頼書（未登録の場合は、支払金口座登録後お渡しします。）
3. 補助金の交付
補助金は、補助事業者の指定する宛先に対し、請求書受理後、概ね1か月以内に交付します。
4. 補助金の返還
補助金の交付後に、本申請内容において虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、対象事業を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

第10 その他

1. 輸送内容の確認のため、輸送事業の業務フローや輸送実績報告書の内容、輸送の状況等に関し、ヒアリング等を行う場合があります。なお、コンテナの輸送を実際に確認するため、実地調査を行う場合があります。
2. 東京都に提出した書類及び輸送実績の検査等にかかる書類、帳簿等は、補助対象事業の完了した日の属する東京都の会計年度終了後、5年間保管してください。
3. 本補助事業については、原則として、補助事業全体の件数や金額について公表を行います。